

豊中市
若者支援構想

平成 28 年(2016 年)3 月
豊中市

も く じ

1.	構想策定の背景	1
2.	構想の位置づけ	2
3.	基本理念	3
4.	目標年次	3
5.	用語	3
6.	施策の方向性	4
	6-1. 基本方針	4
	6-2. 施策の柱と主要施策	9
7.	推進の留意点	10
8.	推進体制	11
■	資料編	12

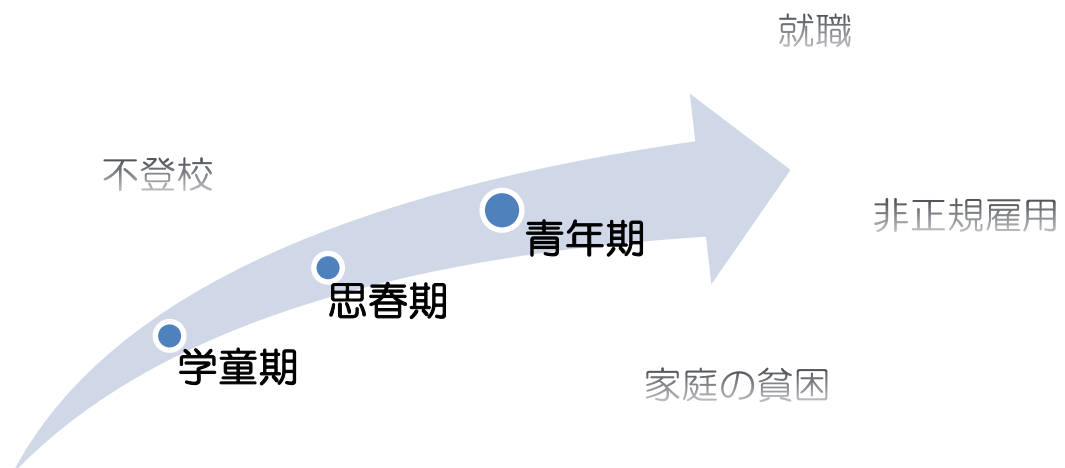
1. 構想策定の背景

これまでの市の青少年行政は、青少年健全育成都市宣言のもと、概ね 30 歳までの青少年を対象として、健全育成や非行防止・保護育成、有害環境への対策等に取り組み、野外活動や集団生活の体験など、学校において行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる社会教育活動の一部を担ってきました。

また、青少年が自立するまでの成育過程は、家庭や学校教育を通して行うものという社会的認識の中で、学校を卒業すると切れめなく企業等に採用され、研修や訓練を受けて職業的に自立し、新たな家族を形成して生活の自立を確立していくというものでした。

しかし、バブル経済が崩壊する 1990 年代から、青少年の自立を委ねてきた、家庭、地域、企業などの力が弱まり、社会環境が大きく変化する中で、家庭の貧困との関係や小中学校での不登校、高校中途退学、若年無業者、非正規雇用労働者などが社会問題として取り上げられるようになりました。青少年は、将来に強い不安感を持ちながらも、対処すべき術がないまま過ごし、今日では、人との関わりが十分に持てずに、社会生活にうまく適用できない多くの青少年の存在が明らかになってきました。

こうした背景から、国においては、子ども・若者育成支援推進法を制定し、社会生活を営む上で困難な状況にある 30 歳代までの子ども・若者を対象に、早期に、継続的、かつ、包括的な支援を行い、職業的、社会的自立を支える仕組みとして、子ども・若者支援地域協議会や子ども・若者総合相談センターを設置することとしています。



2. 構想の位置づけ

市では、平成 27 年(2015 年)10 月に、豊中市子ども・若者支援協議会を設置し、社会生活への適応支援を基本として、教育、保健・医療、福祉、矯正・更生保護、雇用等の各専門分野を構成機関としたネットワークによる支援体制を整備しました。

この構想は、市が取り組む若者支援に係る理念や方向性を示すことで、協議会の構成団体や関係支援機関等の皆さんと共有し、また、市民の皆さんにもご理解をいただき、協働して若者を支えていただくことを目的としています。

なお、概ね 18 歳未満の子どもについては、豊中市子ども健やか育み条例（平成 25 年豊中市条例第 23 号）に基づく「こどもすこやか育みプラン・とよなか」において取り組まれますので、本構想では、「青少年健全育成都市宣言文」を基本理念として、これまでの青少年行政の取り組みに学校から社会に移行する期間を支える仕組みを加え、困難な状況に直面する前の予防的な観点からの対応も含めて、主に 10 代の青少年から困難な状況にある 30 代の若者を対象とします。

3. 基本理念

青少年健全育成都市宣言

青少年がすこやかにたくましく成長することは、市民すべての願いです。

私たちは、次代を担う青少年一人ひとりが真理と平和を求め、互いの人格を尊重し、自己の役割と責任を自覚し、希望に満ちた明るい未来を築く人間に育つことを期待します。

そのためにすべての市民は、多くの困難にうちかち正しく強く生きぬく力を持った青少年を育てなければなりません。

ここに豊中市は、意義ある国際青年年にあたり、青少年が未来に向かって限りなく伸びていくことを希求して「青少年健全育成都市」を宣言します。

昭和 60 年（1985 年）10 月 9 日 豊中市

4. 目標年次

本構想は、市が取り組む若者支援に係る理念や方向性を示すものです。平成 37 年度（2025 年度）を目標年次とします。

5. 用語

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者：思春期、青年期の者。施策によっては 40 歳未満までのポスト青年期も対象とします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため、「青年期」に代えて「子ども・若者」という言葉を用いています。

***乳幼児期**は、義務教育年齢に達するまでの者、**学童期**は、小学生の者、**思春期**は中学生からおおむね 18 歳までの者、**青年期**は、おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満までの者、**ポスト青年期**は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営むうえで困難を有する 40 歳未満の者

—子ども・若者ビジョン より抜粋—

6. 施策の方向性

6-1 基本方針

1

予防的な観点から、小学生から系統的に、社会的・職業的自立を視野に入れた取り組みを行います。

2

学生から社会人への移行期を支援する取り組みを行います。

3

自立の途中でつまずいても、再度の進路選択や再チャレンジを支援します。

4

虐待、DV、自死、非行や犯罪など、既に支援体制が機能している機関等との連携を密にし、社会的・職業的自立を支援します。

<施策の柱と主要施策>

- ① 子ども・若者が自らの心・身体を守ることができる力の育成
- ② 子ども・若者の生涯を見通した重層的な支援ネットワークの構築
- ③ 子ども・若者を地域で支える仕組み・居場所づくりと社会参加の推進
- ④ 支援の拠点整備と多様な担い手の育成および担い手の活躍の場づくり
- ⑤ 非行や薬物乱用等の防止と自立・立ち直りの支援

基本方針

1

予防的な観点から、小学生から系統的に、社会的・職業的自立を視野に入れた取り組みを行います。

【内容 等】

- ◇ 各教科での学習が、日常生活や将来の生き方と関連していることに気付かせる機会を積極的に設け、学ぶ意欲の育成と将来への不安を軽減する取り組みを進めます。
- ◇ 特に、家庭に養育機能を期待できない子ども・若者に対しては、保護者や養育者の責任だけに委ねるのではなく、社会制度として、きめ細やかな生活・学習支援を行い、地域活動への参加体験などを通して、社会の一員として自立することができるような仕組みを構築します。
- ◇ また、10歳代後半の高校生世代について、中途退学者の職業的自立の困難度が高くなることから、進路未定のまま退学する場合は、職業訓練や就職ガイダンスを受ける機会を設け、資格を取得するなどの支援を行なうことで職業的自立を支援します。

【留意点 等】

- 市の行事や市民団体等の活動への参加を促進し、地域活動への参加を通して、社会の一員として役割を果たす経験やコミュニケーション能力の向上を図るとともに、自己肯定感や自尊感情を高め、職業観や勤労観を育みます。

基本方針

2

学生から社会人への移行期を支援する取り組みを行います。

【内容 等】

- ◇ 子ども・若者やその家族、支援者が相談できる総合相談窓口を設置し、相談内容から社会的自立に向けた包括的な支援プログラムを組み立て、早期に支援機関や地域等へつなぐことにより社会的自立を支援します。

【留意点 等】

- 若者支援の拠点となる総合相談窓口を設置し、豊中市子ども・若者支援協議会における円滑な支援の仕組みを整備することと併せて、さまざまな相談窓口や既存のネットワークとの円滑な連携により、乳幼児期から学童期、思春期を経て青年期（一部の支援についてはポスト青年期）まで、年齢を縦断して社会的な自立に至るまでの一貫した支援を継続的に行えるネットワークの充実を図ります。
- これまでの健全育成や社会教育的な取り組みに加えて、福祉や保健・医療的な支援、就労相談や職業訓練など社会・経済的な自立支援の取り組みを行うことで包括的な支援を展開します。

基本方針

3

自立の途中でつまずいても、再度の進路選択や再チャレンジを支援します。

【内容 等】

- ◇ 高校中途退学、若年無業者、非正規雇用労働、ひきこもりなど自立の途中でつまずいた若者に対して、生活・学習支援や就労体験や就労訓練を実施し、再チャレンジに向けた支援を行います。

【留意点 等】

- 不登校や中途退学等により学校における教育を受ける機会を失い、若しくは中断せざるを得なかった子ども・若者に対して、一般的な教養や基礎学力を獲得するためのプログラムを職業訓練に加えるなど、進路選択や再度の選択が行えるよう取り組みます。
- ひきこもり経験者による仕事体験や集団生活訓練を実施することにより、コミュニケーション能力や円滑な社会への参加を促します。
- さまざまな公的行事や地域活動への参加を通して、社会の一員であることを自覚することと併せて、地域における居場所づくりを推進します。

基本方針

4

虐待、DV、自死、非行や犯罪など、既に支援体制が機能している機関等との連携を密にし、社会的・職業的自立を支援します。

【内容 等】

- ◇ 既存の相談体制や専門的な関係機関等とのネットワークにより支援が実施されているケースについては、相互に連携・協力を図りながら、安定した生活の基盤づくりや雇用、就労につながる仕組みを構築します。

【留意点 等】

- ▶ 総合相談窓口においては、多様な相談を受け止め、課題の全体像を把握し、段階的な支援の組み立てにより、安心感をもって支援プログラムの一歩を進むことができる環境づくりを行います。
- ▶ 家庭や学校における教育を受ける機会を失った子ども・若者の中には、社会的秩序や規範意識が希薄な場合があり、非行や犯罪に巻き込まれやすい状態にあることから、専門機関との連携により見守る体制を整備します。

<参考：主に連携・協力を図る専門的なネットワーク会議等>

豊中市児童虐待防止ネットワーク会議
豊中市自殺対策ネットワーク会議
DV 防止ネットワーク会議
豊中市ライフセーフティネット総合調整会議
地域福祉ネットワーク会議
障害者の虐待防止ネットワーク会議
豊中市暮らし再建パーソナルサポート事業連絡会議
豊中市地域就労支援事業推進会議
豊中市こども施策推進本部連絡会議

6-2 施策の柱と主要施策

① 子ども・若者が自らの心・身体を守ることができる力の育成

- ・ 自身の生活基盤を築く基礎となる、「食べる」「眠る」「身体を清潔に保つ」などの基本的な生活習慣の習得及び習得を支援する環境を整備します。
- ・ 社会参加を促進することにより自己肯定感や規範意識を育成します。

② 子ども・若者の生涯を見通した重層的な支援ネットワークの構築

- ・ 豊中市子ども・若者支援協議会の設置による多様な支援機関等との連携を進めます。
- ・ 調整機関や指定支援機関との連携により、長期にわたる支援を効果的に実行する態勢を構築します。
- ・ 学校と仕事をつなぎ、学生から社会人へのスムーズな移行を支援します。

③ 子ども・若者を地域で支える仕組み・居場所づくりと社会参加の推進

- ・ 社会に参加することによる自己肯定感や規範意識を育成します。
- ・ 子ども・若者を支え、見守り、将来の夢を描きながら安心して過ごすことができる地域づくりを推進します。
- ・ 高校中途退学、若年無業者、非正規雇用、ひきこもりなど、自立の途中でつまずいた若者に対し、自立に向けた公的取組みを含め、再度チャレンジの機会を創出します。
- ・ 支援の窓口までたどりつかない子ども・若者を支援に結ぶつなぎ手の育成及び活躍の場を整備します。

④ 支援の拠点整備と多様な担い手の育成および担い手の活躍の場づくり

- ・ 若者の意見を聴き、支援施策の企画・立案、実施に反映する仕組みをつくりまします。
- ・ 若者の持つ知識や経験を社会の資源として活用し、共同的に学びあう関係性が構築できる居場所を整備することで、主体的に自らのキャリアを切り拓いていける主体の成長を促します。

- ・ 多様な相談を受け止め、問題の全体像を把握し、段階的な支援のプログラムを組み立てます。また、その経過を見守る拠点となるワンストップ総合相談窓口を設置し、さまざまな就労支援につなげ、職業的、社会的自立に向けた連携を促進します。
- ・ 他分野と協働した支援を深め、健全育成と支援育成の混在的な事業の実施を可能とする拠点・居場所を整備します。
- ・ 専門性をもった支援者の育成、活躍の場を整備します。

⑤ 非行や薬物乱用等の防止と自立・立ち直りの支援

- ・ 教育や広報啓発活動に取り組めます。
- ・ 非行・薬物乱用・虐待・自死等について専門的ネットワークとの連携を強化します。
- ・ インターネットや携帯電話などの利用による被害を未然に防ぐことを目的とした被害、加害にかかる知識を普及します。
- ・ あらかじめ、緊急に支援を要するケースについての支援方針を定めます。

7. 推進の留意点

個々の若者が抱える課題の背景には、家族や友人関係、経済的関係、障害がある場合や渡日外国人として文化に悩むなど、様々な課題が関連していることもあり、総合相談窓口においては、多様な相談を受け止め、課題の全体像を把握し、段階的な支援の組み立てにより安心感を持って支援プログラムの一步を進むことができる環境づくりが大切です。

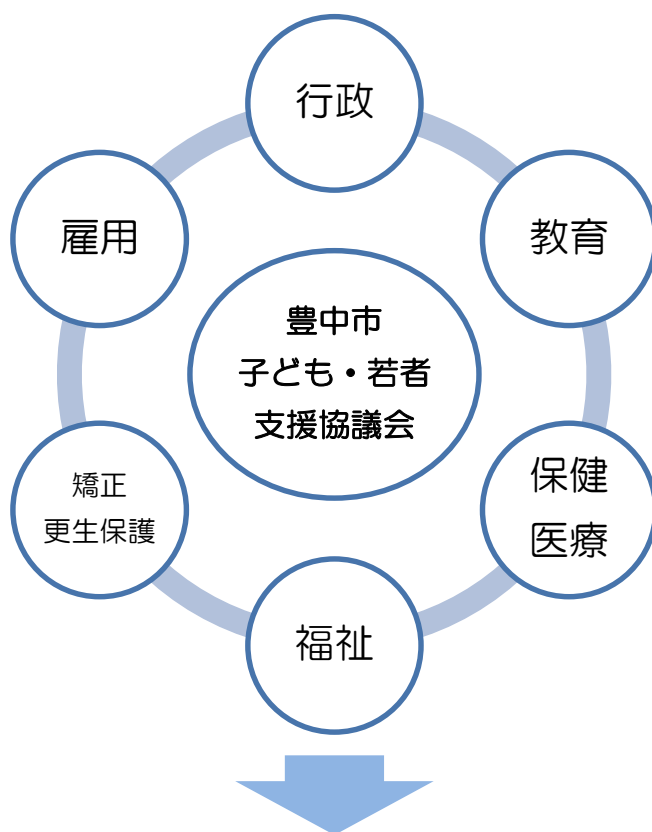
一方で、支援を受けることが社会制度に依存するという印象から、支援が^{注1}**エンパワメント**と逆方向に作用し、学童期や思春期の子ども・若者に諦めや無力感を感じさせる結果となることがあります。

このような状況に陥らないよう、支援の制度設計においては、制度の狭間をつくらない、寄り添い型・伴走型となることや子ども・若者が社会を形成する主体であるという^{注2}**アイデンティティ**の確立を支える心理的な配慮が必要です。

8. 推進体制

若者の社会的自立は、本人やその家族だけでなく、行政をはじめ関係機関や地域など、様々な主体が連携して支えていくことが大切です。

このため、国や大阪府、民間団体等の教育、保健・医療、福祉、矯正・更生保護、雇用等の各専門分野が連携して効果的に取り組みを推進するため、「豊中市子ども・若者支援協議会」を設置し、若者の社会的自立を支援します。



若者の社会的自立

注1 エンパワメント（湧活）とは、一般的には、人々に夢や希望を与え、勇気づけ、人が本来持っているすばらしい生きる力を湧き出させることなどの意味で用いられます。

注2 アイデンティティとは、広義には、「自己同一性」「個性」「ある特定集団への帰属意識」などの意味で用いられます。また、心理学では、「自己意識（自分を他の誰でもない自分であるという意識）」という意味で用いられます。

資料編

	昭和37年 (1962年)	昭和39年 (1964年)	昭和48年 (1973年)	昭和49年 (1974年)	昭和58年 (1983年)	昭和60年 (1985年)	昭和62年 (1987年)	昭和63年 (1988年)	平成15年 (2003年)	平成16年 (2004年)	平成21年 (2009年)	平成23年 (2011年)	平成25年 (2013年)	平成27年 (2015年)	
青少年等育成組織	s37.10 厚生部 社会課青少年係設置		s48.4 民生部 青少年対策課		s58.5 教育委員会 社会教育部 青少年課 青年の家いぶき				h15.4 こども未来部 青少年課 (h16~青年の家いぶきは、青少年課の所管)			h23.4 教育委員会 生涯学習推進部 青少年育成課	h25.4 教育委員会 青少年育成課	h27.4 教育委員会 生涯学習課・青年の家いぶき、くらし支援課に分散	
	s37.10 豊中市青少年補導センター設置 (福祉会館内)				s58.5 教育委員会 学校教育部 青少年補導センター										
	s39.4 豊中市青少年問題協議会設置														
	s38.10 青少年非行防止に関する学校と警察との連絡会~現在の学校警察連絡協議会														
	s40.4 小中学校補導推進会						s60.4 豊中市青少年健全育成協議会・中学校区青少年健全育成会 改編								
	s42.4 豊中市青少年指導ルーム指導委員会・ふれあい指導員 設置(ふれあい指導員はh22まで)														
s49.4 豊中市青少年団体連絡協議会設置															
										h17.4 子どもの安全見まもり隊設置					
													h27.10 豊中市子ども・若者支援協議会設置		
青少年のための施設の整備	s37.7 市立青少年野外活動センター開設(能勢町宿野)													h20.4 市立青少年自然の家設置 指定管理者制度の導入(H22.4~)	
	s48.7 市立少年の家開設(能勢町宿野)														
	s58.5 市立青年の家いぶき開設(青少年課・市補導センターの移設)														
	プラネタリウム館の開設(S58.5~H16.3) 科学展示ホールの開設(S62.4~H16.3)														
													h26.4~若者支援相談窓口・とよなか若者サポートステーション、くらし再建パーソナルサポートセンター設置		
s63.6 蚕池北青少年運動広場開設															

s60.10 「青少年健全育成都市」宣言

	s50	s51	s52	s56	s57	s61	s62	h4	h5	h6	h7	h8	h9~h16	
健全育成	青少年活動の促進													
	安全教育の徹底													
	健康の増進と体力づくりの推進						あたたかい家庭づくりの支援と地域づくりの推進							
	健全な家庭づくりの推進						社会参加・文化・スポーツ・国際交流活動の促進							
	社会連帯意識の醸成						学習機会の提供と仲間づくりの促進							
児童福祉	児童福祉の増進			心身障害児の福祉の推進						障害児(者)の福祉の推進				
	保育所の増設と充実													
	児童手当													
	母子福祉の充実			父子福祉の充実					母子・父子福祉の充実					
非行防止	青少年非行防止活動の充実と強化													
	社会環境の健全化													
勤労青少年	青少年非行防止活動の充実と強化													
	社会環境の健全化													
健全育成施設	勤労青少年の福祉の増進(~s61)													
	青少年のための施設の充実整備						青少年のための施設の充実整備及び利用促進							

s49までの主要施策

1. 社会連帯意識の高揚と青少年活動の促進をはかる
2. 健全な家庭づくりと児童福祉の推進をはかる
3. 勤労青少年の教育振興と自由時間の活用を促進する
4. 青少年非行防止活動の充実と強化につとめる

h11 豊中市子ども総合計画策定

h13~16 豊中市子ども総合計画推進計画策定

次世代育成支援行動計画(こども未来プラン・とよなか)後期計画策定(H17)

青少年健全育成にかかる企画及び事業の実施

青少年課 青年の家条例に基づく健全育成事業 小学生から30歳まで

h22~ 子ども・若者育成支援推進法にかかる施策推進を所管 概ね15歳から30歳代

1. 地域における子育ての支援

(1)地域子育て・子育てネットワークづくり

(2)安心して子育てできるサービス提供の充実

(3)遊びや学習などのできる子どもの居場所づくり

2. 子どもの心とからだの健康づくり

(1)安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくり

(2)子どもの心とからだの健康づくりのための取組推進

(3)医療体制の充実

3. 子どもの健やかな育ちを支える教育環境の充実

(1)幼児教育の推進

(2)学校教育の充実

(3)家庭・地域の教育力向上

(4)次代の親の育成

4. 子どもを安心・安全に育てられるまちづくり

(1)子育て・子育てにやさしい住環境・生活環境の確保

(2)安心して外出できる環境整備

(3)防犯体制の充実

(4)経済的負担の軽減

5. 子育てと仕事の両立の推進

(1)保育サービスの充実

(2)男女共同参画の推進

(3)男性を含めた多様な働き方の推進

6. 社会的援助を必要とする子どもへの支援

(1)児童虐待の防止

(2)ひとり親家庭や難病、障害のある親の家庭等支援

(3)障害児への支援

(4)外国人市民への支援

生涯学習課

青年の家いぶき

くらし支援課

h27.4~ 若者支援施策推進を移管

h27.10 子ども・若者支援 協議会設置

h28.3 豊中市若者支援構想策定

概ね15歳~30歳代

h25.4~

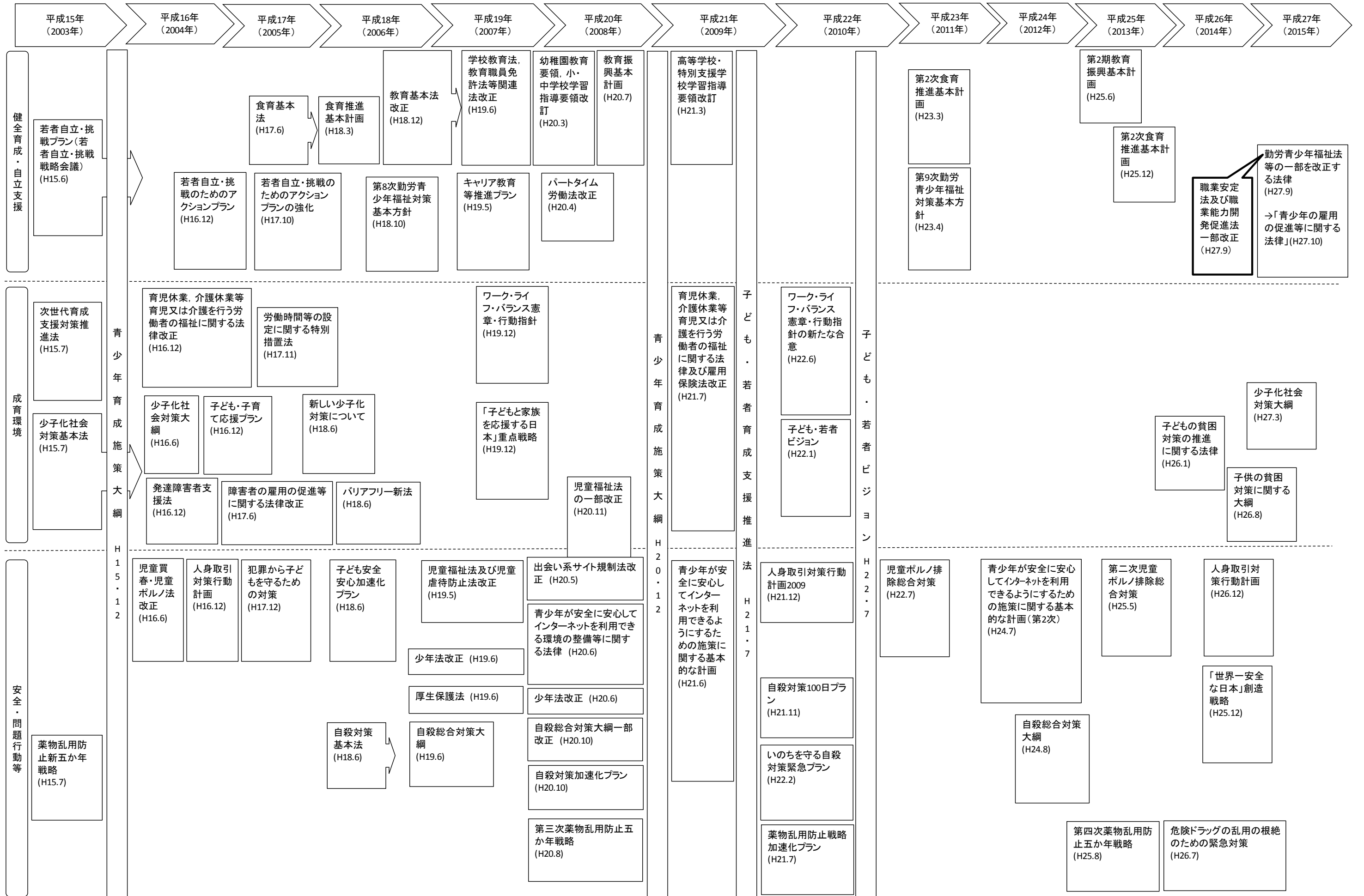
子ども健やか育み条例 制定

h27~

豊中市子育て・子育て支援行動計画

- 施策の柱
- 1. 子育て支援
- 2. 子育て支援
- 3. 安心・安全なまちづくり
- 重点施策
- 子どもの社会参加促進
- 子どもの相談窓口体制整備
- 困難を有する子ども(家庭)支援

0歳から概ね18歳を対象



豊中市若者支援構想

平成 28 年（2016 年）3 月

豊中市 市民協働部 くらし支援課 若者支援担当

〒560-0022 豊中市北桜塚 2 丁目 2 番 1 号

TEL: 06-6858-6870 / 6863

FAX: 06-6858-5095